

## 「平成28年度習志野市青少年問題協議会」議事録

### 1. 日 時

平成28年7月22日(金) 午後1時30分から午後2時50分まで

### 2. 開催場所

習志野市役所仮庁舎3階 大会議室

### 3. 出席者氏名

出席委員:宮本 泰介委員(会長)、植松 榮人委員、鮎川 由美委員、藤原 久生委員、高橋 君枝委員、  
(18名) 海寶 嘉胤委員、増田 美代子委員、廣瀬 博委員、松濱 幸子委員、岡 久郎委員、  
佐賀 正栄委員、加川 美奈子委員、田久保 正彦委員、吉田 勝幸委員、岩田 寛委員、  
遠山 慎治委員、諏訪 晴信委員、櫻井 健之委員(敬称略)

欠席委員:畑中 忠委員、伊藤 寛委員、武田 光広委員、福江 準委員、江口 弘久委員、  
(7名) 赤松 茂顕委員、柴 弘一委員(敬称略)

出席職員:井澤生涯学習部長、斉藤生涯学習部次長、佐久間青少年課長、浦野青少年センター所長、  
上原指導課長、青少年課:北澤係長、近藤副主査、指導課:足立主任指導主事、蓮指導主事

傍聴者:0人

### 4. 協議会内容

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事

【議題1】副会長の選任

【議題2】習志野市内で発生した不審者情報について

【議題3】青少年とSNS環境をめぐる諸問題について

4. 閉会

### 5. 議事録(議事のみ要点筆記)

#### 【議題1】副会長の選任

会長

習志野市青少年問題協議会設置条例第5条1項の規定に従い、副会長を委員の互選によって決定します。立候補または推薦等はありませんか。

委員

副会長の選任は会長に一任したいと考えますが、皆様いかがでしょうか。

委員

異議なし

会長

それでは、教育長である植松委員を副会長に選任します。植松委員よろしくお願いたします。

副会長

会長からの指名を受け、副会長を務めさせていただきます。皆様よろしくお願いたします。

【議題2】 習志野市内で発生した不審者情報について

【議題3】 青少年とSNS環境をめぐる諸問題について

会長

次に、議題2並びに議題3について、浦野青少年センター所長よりお願いたします。

青少年センター所長

～～別添資料に基づき説明～～

会長

それではただ今の説明の受け、委員より意見等はございますか。

委員

説明にある浦安市で実施した「SNS中学生サミット」について、習志野市でも実施する計画はありますか。

青少年センター所長

現在、具体的な実施については計画されておませんが、浦安市を参考に何らかの対策を講じなければならぬと認識しています。

委員

以前、別の青少年健全育成に係る会議にて、SNS環境が青少年に与える影響への脅威を学びました。「SNSサミット」については、習志野市でも実施することは可能と考えますがいかがでしょうか。また、浦安市での「SNSサミット」への取り組みについて詳細に把握しているのでしょうか。

青少年センター所長

浦安市では平成28年度中にあと2回開催すると聞いております。いずれにしても、詳細について調査研究を進めてまいります。

～～別添「情報提供」参照～～

会長

参考までに、委員の皆様で、“LINE”を利用している人は挙手願います。

委員

～18名中9名挙手～

会長

皆様も利用しているように“LINE”などのSNSツールは使い方さえ間違わなければ非常に便利なツールであります。行政においても、実際に災害時等の連絡ツールになり得ないかと検討した経緯がございますが、セキュリティ面などまだまだ脆弱な個所もあるため見送りました。いずれにしても、手軽で便利で役に立ちますが、安易な分、特に青少年に対しては細心の注意が必要であることは間違いないものであります。

次に、不審者情報について委員より意見等ありますか。

委員

資料より、藤崎地区、東習志野地区、香澄地区での発生数が目立ちますが、不審者の撲滅についてどのような手立てがあるのでしょうか。また、不審者情報の内容はこういったものなのでしょうか。

青少年センター所長

不審者情報の内容は、約3割が不審者からの声かけとなっております。不審者対策の一つとしては、各地区にて大人が目を光らせていることを周知することが有効であります。具体的には、青少年健全育成団体による定期的な夜間見守りや、帰宅時は可能な限りみんなで集団下校するなどがあります。いずれにしても、「大人が見ている」ということの更なる周知、発信が必要であると認識しております。

会長

市内の各地区によっては面積や人口の違いがあります。東習志野地区、谷津地区は面積、人口ともに大きな地区である一方、藤崎地区、香澄地区はそれほど大きくはないですが件数が多くなっています。このことについて何か分析等がありますか。

委員

香澄地区に不審者が多い要因の一つにトイレのある公園が多数あることが考えられるのではないのでしょうか。他地区のトイレがある公園数は把握していませんが、行政には、トイレが設置されている公園との因果関係について研究、対策をお願いします。

会長

貴重なご意見ありがとうございます。たしかに香澄地区はトイレが設置されている大きな公園が数か所あります。事務局は、不審者数との因果関係と今後の対策について十分に研究してください。

委員

藤崎地区は比較的ひったくりが多い地区であると認識しています。藤崎地区に不審者数が多いことと何らかの連動性はあるのでしょうか。

委員

私は、東習志野地区の公共施設に勤務しており、日々発信される不審者情報を見ています。その印象では、東習志野地区は、不審者等が少ない地区だと認識していましたが、他地区と比較すると多い地区であり、大変驚いております。

会長

藤崎地区のひったくりとの関係は研究が必要と感じます。また、やはり、東習志野地区は面積や人口が密接に関係し、不審者数として多くなっているものだと感じております。

委員

資料にあるPTAの事業時に発生した露出の案件については、PTA連絡協議会でも大きな話題となっております。本案件は夜間の体育館にて発生した事案であります。体験者側として対策の一つは、体育館の裏口を含めた入口等にセンサーライトを設置することが良いと考えます。例えば、藤崎小学校の体育館入口付近、また、谷津の丹生神社入口に設置されているセンサーライトは、コストも抑えられ大変有効であると感じております。行政には、普及に努めていただきたいと考えております。

会長

ご提案のとおり、センサーライトなどは比較的安価で簡易に設置できるものが増えてきていますので、行政として今後の有効な対策として検討してまいります。

委員

谷津地区について、不審者数が多くなっていますが、公園などは他地区と比較すると少なく感じます。各地区において、不審者数にバラつきが生じていることについてどのような要因があるのでしょうか。

青少年センター所長

各地区における不審者数のバラつきについては、同一人物による被害が考えられます。その結果、同一の不審者が多数の事案を起こしていると考えられます。

委員

資料の不審者情報を見ると、被害者が複数のケースが多く見えるが、一人で被害にあった場合は通報を含めて表に出にくいのではないのでしょうか。

青少年センター所長

この不審者情報は、学校に報告された全ての案件を収集し把握しています。しかしながら、例えば、女の子が一人で被害にあった場合に何らかの感情により、言いづらくて報告が出来ないようなことも考えられます。

会長

事務局にあつては、ただ今いただいた意見を研究するとともに、各地区での面積や人口との相対についても把握に努めてください。

次に、資料にあります児童虐待について委員より意見等ありますか。

委員

資料にあります児童虐待の件数についてですが、件数の認定はどこでどなたがされているのでしょうか。

青少年センター所長

虐待の件数については、全国は、各都道府県にあります児童相談所で通告のあった件数を厚生労働省が集計しているものであります。また、習志野市は、こども部子育て支援課が相談を受けた件数となっております。

委員

虐待件数については、児童福祉法第25条に基づき通告のあった件数となっております。この通告は虐待の疑いも含まれている数字であり、全ての受理件数が対象となっております。また、心理的虐待が増加している要因としましては、例えば警察が認知した案件、具体的には夫婦間のトラブルを子どもが目撃するといった事案も心理的虐待にあたるものであります。児童福祉法第2条には、何が虐待かと定義されており、学校の先生が“げんこつ”をすれば、それも虐待となります。躰(しつけ)や指導だと言っても虐待と判断されます。つまりは、幼いころ、躰(しつけ)や指導として“叩かれる”ことで育った子どもが、親となり、“叩く”というやり方しか知らないままに現在の児童虐待に繋がる場合もあります。また、中学生や高校生になると力の逆転現象が発生し、“叩く”といった力の躰(しつけ)や指導では対応できなくなる。いずれにしても、児童虐待の件数が増加していることは事実であり、その背景には、社会水準の向上が考えられます。“叩く”ことが正しいとされていた時代から社会水準が向上し、地域の認識が高まり、その結果、通告件数が増加し、現在の児童虐待件数として表されております。

会長

事務局にあつては、専門分野の委員の意見として、しっかりと分析し取り組んでください。

その他として全体を通じての意見等はいかがでしょうか。

委員

資料にあります、ネット上の書き込み内訳にて、暴力とあるが、親子間や友達間に実際の暴力は存在しているのでしょうか。また、青少年と薬物について、習志野市の状況はいかがでしょうか。

青少年センター所長

まず、暴力についてですが、ネット上では“言葉の暴力”として把握しており、“行動の暴力”については必ずしも比例しているものではありません。“言葉の暴力”については、ネット初心者である、小6～中1に多く見られ、社会に慣れてくる高校生になると違う状況となっております。また、薬物についてですが、約30年前はシンナー中毒などの事例もありましたが、今現在では、私の知る限り薬物の事案は発生しておりません。

#### 副会長

まず初めに、不審者についてですが、多岐にわたる不審者問題を解決することは大変難しい問題であります。そのような中、地域として取り組み、一人ひとりが知り合いになり繋がっていることを知らしめる必要があります。その原点は地域での見守りであり、挨拶が心を繋げています。挨拶の大切さを再認識し、児童生徒には自分から先に挨拶するよう指導してまいります。

次に、ネット環境やSNS環境についてですが、実際は、スマートフォンについて、その危険性や使用方法について、教員が指導するということまで行っていないので現状であります。例えば、部活の顧問とキャプテンのラインのやり取りを保護者が見て、誤解を招いたケースもあります。便利なツールではありますが、誤解のないよう、盗撮の問題も踏まえてしっかりと対応していく必要があります。

#### 会長

その他、全体を通じて意見等はございませんか。

#### 委員

一中学区での低学年の授業参観にて言葉の教育として、“言われていい言葉・うれしい言葉”というテーマで授業が行われておりました。非常に良い授業であり、挨拶を含めた言葉の教育の必要性を感じました。

#### 委員

資料の最後に警察や児童相談所並びに子育て支援課といった通報先が示されておりますが、電話番号等を記載していただけると大変助かります。

～～補足(通報先電話番号)～～

習志野警察署:047-474-0110

千葉県中央児童相談所:043-253-4101または189

習志野市こども部子育て支援課:047-453-7322

#### 委員

児童相談所については、「1・8・9」いち早くと覚えていただけるとよろしいです。

#### 会長

連絡先については、議事録等の送付の際に、各委員に対してお示しください。

それでは、議事について終了いたします。事務局にあつては、ただ今いただいた貴重なご意見、ご提言を受け、習志野市政、また、習志野市教育行政の発展に努めてください。

以上をもちまして、平成28年度習志野市青少年問題協議会を終了いたします。

## 6. 所管課名

教育委員会生涯学習部 青少年課

電話番号 047-453-7379

FAX番号 047-453-9384